

# 令和8年度埼玉県食品衛生監視指導計画に関する意見

2025（令和7）年12月25日

埼玉県消費者団体連絡会

埼玉県および関係者の食の安全確保に向けた取り組みに敬意を表します。

公表されました「令和8年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」について、食の安全を確保する取り組みを進める立場から、埼玉県消費者団体連絡会として意見を表明します。

## 1. 食の安全確保に関して

- (1) H A C C Pに沿った衛生管理による安全確保を進めるうえでは、取り組みの定着が重要です。事業者の規模や業務内容によって完全実施や一部実施等の差異があると推測いたしますが、何らかの基準（たとえば監視指導における「共通確認事項」）で実施事業者を数値で把握し、毎年の進捗状況を確認し、目標をもって取り組むことを要望します。
- (2) 消費者にとって食品表示は商品購入時の欠かせない情報源となります。点検が求められる項目は原材料や原産地、アレルゲン表示など多岐にわたり、複数の部署が関わることから、庁内の協力・連携により、少しでも多くの商品の点検ができるよう要望します。
- (3) 食品表示とともに、消費者にとっては広告に記載された内容も購入を左右する重要な情報源となります。とくに、「いわゆる健康食品」についてはインターネット通販、チラシ広告、テレビCMのいずれにおいても誤認させるような誇大な広告が散見されます。いわゆる健康食品のリスクについて、消費者への注意喚起を定期的に実施してください。

## 2. 県民参加・リスクコミュニケーションに関して

- (1) 条例に基づく県民提案について、より多くのアイデアが寄せられるよう、提案内容や施策に活かされた事例をホームページやSNSに掲載したり、関係団体にメールしたりするなど情報提供を強めてください。
- (2) 児童・生徒、子育て層（保護者）へのリスクコミュニケーションや、企画への参加を広げるうえでは、体験学習等も実施可能な民間団体の施設を関係機関・団体に情報提供するなど、積極的な案内をお願いします。

## 3. 食品衛生監視指導計画に関するそのほかの課題について

- (1) P F A S (P F O SとP F O A)については、令和8年度から、水道事業者において定期的な点検と基準を超過した場合の改善が法的義務として課せられることになりましたが、飲料関係はミネラルウォーター、炭酸飲料、お茶類、酒類など多種多様であり、何が対象となるのか一見して消費者にはわかりにくい状況があります。対象となる事業者への対応も含め、適切なリスクコミュニケーションを実施してください。
- (2) 今シーズンも鳥インフルエンザが拡大傾向にあります。予防措置を強化するとともに、豚熱も含め発生した場合の生産者への経営支援をお願いします。
- (3) 所沢市での保健所設置については、設置基本計画案が提示され、パブリックコメントによる意見募集が行われるなど準備が進んでいます。県内の他の保健所との連携や必要な職員体制の確保等、埼玉県として支援をお願いします。